

今年度は、相談支援従事者と  
サビ管・児発管の合同開催  
(対象は県全域)

受講申込は2/3(金)まで  
(消印有効)

## 令和4年度神奈川県 相談支援従事者・サビ管・児発管 専門コース別研修(意思決定支援)の募集案内

厚生労働省が定めている「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び「サービス管理責任者研修事業実施要綱」に基づき、「専門コース別研修(意思決定支援)」を、次により実施します。

第1回	令和5年3月1日(水)	9:30~17:30	定員50名(※1・※2)
第2回	令和5年3月2日(木)	9:30~17:30	定員50名(※1・※2)
第3回	令和5年3月7日(火)	9:30~17:30	定員50名(※1・※2)
第4回	令和5年3月8日(水)	9:30~17:30	定員50名(※1・※2)

※1 上記の定員は、本県全域の相談支援従事者とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を対象に、本研修の対象者ごとの募集人員は以下のとおりです。

相談支援従事者 50名(各回13名程度)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 150名(各回38名程度)

※2 申込の際には、上記の中で希望する回を第2希望まで記載して、御申込みいただきます。なお、定員の都合上、希望に沿えない場合もございます。

カリキュラム・申込方法など詳細については、以下「令和4年度神奈川県相談支援従事者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者専門コース別研修(意思決定支援)実施要領」を御覧ください。

### 令和4年度神奈川県 相談支援従事者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

#### 専門コース別研修(意思決定支援)実施要領

##### 1 目的

障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために、相談支援従事者やサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が、意思決定支援の定義、基本的考え方、サービス等利用計画や個別支援計画の作成における意思決定支援の支援プロセスなどの専門的な技術の習得を目的とする。

なお、今年度は、相談支援従事者とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が、本研修をともに学ぶことにより、より広い視点からの意思決定支援を学ぶ機会とする。

## 2 実施主体

### 神奈川県

「特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク」に委託して実施します。

## 3 日程及び定員 ※時間については変更することがあります。その際は受講決定にて通知します。

第1回 令和5年3月1日（水） 9:30～17:30 定員 50名

第2回 令和5年3月2日（木） 9:30～17:30 定員 50名

第3回 令和5年3月7日（火） 9:30～17:30 定員 50名

第4回 令和5年3月8日（水） 9:30～17:30 定員 50名

## 4 会場（別紙1の地図参照）

一般財団法人 神奈川県中小企業共済会館（横浜市中区北仲通3丁目33番地）

## 5 受講対象者

### （1）相談支援従事者

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 相談支援従事者初任者研修又は現任（主任）研修を修了し、神奈川県内の相談支援事業所等に配置されている者

イ その他県が必要と認める者

### （2）サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として、神奈川県内の障害福祉サービス事業所等に配置されている者

イ 補足研修及び基礎研修を修了している者

（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として今後配置される予定の者）

ウ その他県が必要と認める者

## 6 カリキュラム ※カリキュラム構成は変更することがあります。その際は受講決定にて通知します。

別紙2の「カリキュラム」のとおり

**※本研修カリキュラムは、令和3年度から行われている「神奈川県意思決定支援ガイドライン研修」の講義内容を、相談支援従事者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向けの内容（意思決定支援に基づくサービス等利用計画や個別支援計画の作成方法等）として構成しています。**

### <研修当日に準備していただくもの>

演習では、より実践的な研修とするため、受講生が支援する事例のサービス等利用計画や個別支援計画を使用していただく予定です。なお、個別の事例使用の可否や個人情報保護のための取り扱い等については、追って研修事務局からお知らせします。

### <事前課題>

研修の事前課題として、次の2つの研修映像等を視聴していただくこととします。

なお、研修当日は研修映像を踏まえて講義が行われますので視聴漏れのないよう御留意下さい。

（1）【研修映像】「神奈川県の意思決定支援の取組について」（約30分）

※URLは、受講決定通知に併せてお知らせします。

(2) 【研修映像】 「ともに生きる社会を支える意思決定支援」

第Ⅰ部 意思決定支援入門 (12分56秒)
第Ⅱ部 意思決定支援の留意点 (18分44秒)
第Ⅲ部 意思決定支援の充実に向けて (13分46秒)
職員座談会 (29分57秒)

※URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/iks.html>

## 7 受講申込み

- (1) 別紙3の「受講申込書」に必要事項を記入の上、本実施要領の末尾記載の【受講申込書等の送付先】まで郵送で御申込ください。

※ 相談支援従事者用（別紙3-1）、サビ管・児発管用（別紙3-2）に申込書が分かれておりますのでご注意ください。

※ 第1回から第4回までの希望するの回を第2希望まで記載していただきますが、定員の都合上、希望に沿えない場合もございますので御承知おきください。

- (2) 受講申込書等を送付する際には、次に記載の研修の修了証書の写しを添付してください。

ア 相談支援従事者

(ア) 相談支援従事者初任者研修の修了証書のコピーを添付してください。

(イ) 相談支援従事者現任（主任）研修を修了している者は、現任（主任）研修修了証書の写しを添付してください。なお、複数回修了している者は、直近の修了証書のコピーの提出で差し支えありません。

イ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

補足研修、分野別研修、基礎研修、実践研修、更新研修のうち、修了している研修の修了証書のコピーを添付してください。

(サビ管・児発管のグループ分けの参考にするための従事歴を記載する書面は削除)

## 8 申込み期間（期限）

令和5年2月3日（金）（消印有効）で、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク事務局あてに受講申込書と必要な修了証書のコピーを郵送してください。

※ 郵送物の不着については、県及び研修事務局は一切の責任を負いかねます。

なお、御心配な場合は記録郵便にて送付してください。

## 9 受講者の決定

- (1) 受講希望者が定員を上回った場合は、選考により受講者を決定します。なお、受講対象者の要件を満たしていない場合は、受講をお断りさせていただきます。
- (2) 受講決定については、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークから2月10日（金）頃に書面を発送予定です。
- (3) テキスト等の資料は当日配布します。

## 10 修了証書、修了者名簿の管理

- (1) 研修カリキュラムを修了した者に修了証書を授与します。
- (2) 県は研修修了者名簿（修了証書番号、氏名、生年月日、所属等）を管理します。  
また、事業所所在地の市町村に研修修了者の情報を提供することがあります。

## 11 受講料及び資料代

受講に必要な教材費等 2,000 円は、資料代として受講者負担とします。

- ※ お支払いいただいた受講料は、いかなる理由があっても返金できませんので予め御了承の上、御申込みください。
- ※ 受講料のお支払い方法等の詳細は、受講決定通知とともに御案内いたします。振込手数料、研修受講に係る通信費その他についても受講者負担とします。

## 12 その他

- (1) 遅刻及び早退は、欠席とみなします。修了証書を交付できませんので、御注意ください。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持って御来場ください。
- (2) 受講態度が著しく悪く、繰り返し注意された方には修了証書を交付できない場合がありますので、御注意ください。
- (3) 受講に当たり、障がい等を理由に合理的な配慮を必要とする方は、受講申込書の所定欄に記載してください。なお、合理的な配慮を行うに当たり、直接状況をお聞きするため、御連絡することがあります（その場合、事務局から御連絡します。）。
- (4) 御来場の際は、原則、公共交通機関を利用してください。なお、感染予防のため所属等の判断により公共交通機関の利用を控える等の指示がある場合は、自家用車等での来場を認めます。自家用車の駐車は、近隣の有料駐車場を御利用ください。また、この際の事故等について、県及び事務局は一切の責任を負いかねますので、あらかじめ御承知おきください。
- (5) 自然災害（台風等）及び公共交通機関の事故等が発生した場合、開講をしないこともあります。開講が危ぶまれる時には、研修前日から当日の午前7時頃までに、「障害福祉情報サービスかながわ」(<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi>)と、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのHP(<http://www.kcn.or.jp>)に別途御案内いたします。

## 13 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策について

本県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針に加え、以下の感染防止策を行い、研修を開催しますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、研修の開催を中止する場合があります。

### ○ 感染防止策について

- ・ 受講受付時に体温の報告又は検温をしていただく予定です。発熱が認められる場合は、受講は認められません。
- ・ 受講当日は、マスクの着用、受付時の手指消毒の徹底、身体的距離の確保等の感染症拡大防止策に御協力ください。
- ・ 講義及び演習時間で1時間を超える科目については、概ね1時間毎に10分程度の休憩を入れて行います。なお、休憩時間に窓等を開放し、こまめな換気を行います。

### <留意事項>

- ・ 万が一感染者が発生した場合に追跡できるよう、研修会場の求めに応じて、研修会場へ受講者情報を提供する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、研修開催途中であっても、延期・中止または会場の変更や開催方法の変更（ウェブ開催）となる場合があります。開催延期・中止、会場や開催方法の変更となった場合は、「障害福祉情報サービスかながわ」と特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページ(<http://www.kcn.or.jp/>)において御案内いたします。

**【受講申込書等の送付先】**

(研修事務局：特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク)

〒243-0014  
厚木市旭町1丁目9番7号旭町三紫ビル303  
特定非営利活動法人  
かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク事務局  
＜封筒に「専門コース別研修」と記載してください。

**【問合せ先（本研修の申込みや資格要件など）】**

(相談支援従事者に関する問合せ先)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課  
地域生活支援グループ 一之瀬  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
電話 (045) 210-4713  
ファクシミリ (045) 201-2051

(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に関する問合せ先)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課  
事業支援グループ 堀越、堀井  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
電話 (045) 210-4717  
ファクシミリ (045) 201-2051

## 研修会場の御案内

研修会場は、以下のとおりですので、御確認ください。

一般財団法人神奈川県中小企業共済会館

所在地 横浜市中区北仲通 3 丁目 33 番地



### <交通の御案内>

みなとみらい線 馬車道駅 6 番出口徒歩 3 分

※会場内の飲食は可能です（ゴミはお持ち帰りいただきます。）

令和4年度

神奈川県 相談支援従事者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者  
専門コース別研修（意思決定支援）カリキュラム

令和5年3月1日（水）2日（木）7日（火）8日（水）

【事前課題（次の映像を必ず視聴した上で、この研修を受講してください）】

- ① 「神奈川県の意思決定支援の取組について」
  - ② 「ともに生きる社会を支える意思決定支援」を事前に視聴
- ※ 上記の事前課題のURLは実施要領又は受講決定通知でご確認ください

【専門コース別研修（意思決定支援）カリキュラム（研修当日）】

時 間	科 目
9 : 3 0 ~ 1 1 : 4 5	意思決定支援とは（講義）
	意思決定支援ガイドラインについて（講義）
	意思決定支援の必要性について（講義・演習）
1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 4 5	休憩
1 2 : 4 5 ~ 1 7 : 3 0	意思決定支援に向けた支援プロセス（講義・演習）
	意思決定支援の実践に向けた取組の具体化 （講義・演習）

※ 研修カリキュラムについては、今後変更する可能性があります